

# 令和2年2月定例総会議事録

- 日 時 令和2年2月18日（火） 午前9時31分～午前11時50分
- 場 所 佐賀市役所 大財別館 4階 4-1、4-2会議室
- 出席者 別紙名簿のとおり
- 次 第 1. 開 会
2. 報 告
- 第1号 農地法第3条の3届出
- 第2号 農地法第18条合意解約通知
- 第3号 使用貸借解約通知
- 第4号 形状変更届
3. 議 案
- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請
- 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請
- 第3号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転
- 第4号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定
- 第5号議案 非農地通知について
- 第6号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）
- 第7号議案 農振法第10条の規定による変更申出
4. 閉 会

## 午前 9 時 31 分 開会

### ○副会長（秋吉良太君）

皆さんおはようございます。事務局より報告がありましたとおり、本日は坂井会長が公務で出張でございます。代わりまして、私、本日の総会の議長を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

先ほどの報告のとおり、本日の出席委員は22名で、定足数に達しておりますので、ただいまより佐賀市農業委員会令和2年2月定例総会を開会します。

なお、本日の定例総会につきましては、佐賀市農業委員会規程第4条の規程に基づき、私が進めさせていただきます。よろしく願いいたします。

本日の付議すべき事項としては、報告第1号 農地法第3条の3届出6件、報告第2号 農地法第18条合意解約通知13件、報告第3号 使用貸借解約通知2件、報告第4号 形状変更届1件。

議案としては、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請3件、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請18件、第3号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転8件、第4号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定47件、第5号議案 非農地通知について3件、第6号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）8件、第7号議案 農振法第10条の規定による変更申出7件。

以上となっております。

ここで皆さんに報告します。

現地調査については、南部は2月10日、北部は2月12日に行っております。

また、調査会については、南部が2月13日、北部が2月14日に開催したことを報告します。会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は、挙手をして、議長が指名してから発言してください。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

また、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第14条第2項の規定に基づき、6番委員の鶴委員、7番委員の坂井豊委員の両名を指名します。

それでは、今回「常設審議委員会」に意見を求めた、議案書12ページ、農地法第5条の規定による許可申請、審議番号7番及び8番の審議結果について報告します。

第47回常設審議委員会の報告

佐賀市 農地法第4条の規定による意見聴取については、ありません。

農地法第5条の規定による意見聴取について1件、

農地法第5条関係1件については、異議なしとして佐賀市農業委員会会長へ回答された。

以上で報告を終わります。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書1ページ及び2ページをお開きください。

#### 報告第1号 農地法第3条の3届出

1・2・3・4・5・6

##### ○副会長（秋吉良太君）

報告第1号 農地法第3条の3届出、報告番号1番から6番までの6件について、御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○副会長（秋吉良太君）

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書3ページから6ページまでをお開きください。

#### 報告第2号 農地法第18条合意解約通知

1～13

##### ○副会長（秋吉良太君）

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号1番から13番までの13件について、御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○副会長（秋吉良太君）

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書7ページをお開きください。

#### 報告第3号 使用貸借解約通知

1・2

○副会長（秋吉良太君）

報告第3号 使用貸借解約通知、報告番号1番及び2番の2件について、御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書8ページをお開きください。

報告第4号 形状変更届

1

○副会長（秋吉良太君）

報告第4号 形状変更届、報告番号1番について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書9ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1・2・3

○副会長（秋吉良太君）

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号1番から3番までの3件は普通売買の案件です。

審議番号1番について、売買価格が高額な理由を確認したところ、事務局から申請人双方で協議し、この価格になったとの説明があり、加えて、地元農業委員から、申請人の所有農地に現在、転用の話があっており、耕作農地を減らしたくないとの考えから高額でもやむを

得ないと思っているのではないかとの報告がありました。

また、地元委員より、申請人へ、耕作目的で購入した申請地を数年で転用することは、農業委員会として認められないことを伝えたとの報告がありました。

また、審議番号2番及び3番については、委員から、譲受人が隣接農地の耕作者と係争した事や農地の利用度が低い所がある旨の意見が出され、事務局から、申請人に対し、適正な管理、耕作を行うよう注意を促す旨の説明がありました。

その他、各案件について、地元農業委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

**○副会長（秋吉良太君）**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長（秋吉良太君）**

異議なしと認めます。よって、この3件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。6番委員。

**○6番（鶴 敏春君）**

審議番号1番の件ですけれども、買い主の方には購入してすぐの転用等については認められないと言っておられるということですが、事務局にちょっとお尋ねしますが、そうは言うものの、実際その本人から転用の申請が上がってきて、いろいろ法的に見てもそれは転用できるようなところというようなことになれば、その辺どうなりますか。駄目ということと言えますか。

**○副会長（秋吉良太君）**

事務局お願いします。

○事務局（宗像 剛主幹兼農地係長）

農地法の3条自体が転用目的の売買ではございませんので、その辺は十分、今回の件につきましても地元委員さんから注意していただいたような形でございます。もしお出しになってきたとしても、まずはあなた自身を買われた後、ちゃんと耕作している姿をお見せくださいよという話は常にさせていただいておりますので、そういったところをまた委員の皆様にも見ていただいた上での御判断が必要になってくるようになるかなと思います。

第3条で買われた後、要件とか満たしているから、許可要件があるからと、すぐ5条を出されても、まず事務局のほうですんなり受けることはありません。そういった、まずちゃんとあなたが耕作をこれまでしてきたんですかとか、そういったところの確認というのは、やはりどうしても出てくるものになるかなと思いますので、またそのあたりは委員の皆様とも御相談しながら、また現地を見ながらの御判断が必要になってくるかなと思っております。

○6番（鶴 敏春君）

その辺は、現地の状況とか、また本人さんと購入してすぐどうのこうのとか、そういうふうな運びの仕方でしかないわけですね。

○副会長（秋吉良太君）

事務局いいですか。

○事務局（宗像 剛主幹兼農地係長）

その歯止めの仕方ですけど、その方の置かれた状況というのものもあるかなと思いますので、その辺りも、例えば体が元気なうちに買って耕作しようと思っていざしたけれども、病気になられたとか、いろんな条件というのがまたあるのかなと思います。そういったところも加味して委員の皆様とその辺を検討しながら進めていく形になるかなと思います。

○副会長（秋吉良太君）

6番委員、大丈夫ですか。

○6番（鶴 敏春君）

はい。

○副会長（秋吉良太君）

それでは、18番委員どうぞ。

○18番（古賀伸一君）

関連ですけども、今、事務局のほうでは状況を見ながらということで回答されました。

実は私、この件で前回というか、私が就任してから二、三件、この今の話とちょっと違う、取得後に耕作が余りされなくて転用されたというのがあるんですよね。そういったことが事例としてある状況の中で、今回も同じような形になりますので、委員会として何か附帯の条件を付けるというのはできないのかなと思います。基本的に、大体3年間というような慣例があるようですけども、それを大きく覆すような事例もありますので、農業委員が言いました、聞きました、聞いていたけど、やっぱり事情が変わってすぐしますというのが、本来の目的と違うんじゃないかなと思いますので、その辺のところに附帯条件みたいな形で、確認書でも付けることができないのかなと、そこまでの強制力があるのかどうかわかりませんが、そういう歯止めをしないと、3条取得、5条転用、そういう状況が出ますので、これを農業委員会が認めましたよということですけども、基本的には、慣例があるなら慣例の3年間は必ず耕作をするというような条件を附帯しておくというのは必要ではないかなと思うんですが、どうでしょう。

**○副会長（秋吉良太君）**

事務局、お願いしていいですか。

**○事務局（宗像 剛主幹兼農地係長）**

ただいまの条件がつけられないかという御意見がございました。ただ、法的な根拠がございませんので、許可に条件をつけるということは大変難しいことになるかなと思います。

その3年につきましても、あくまで一般的に3年3耕作という言葉がございましたけれども、それも裏付けがあつてのことではございませんので、そこを強く条件として付することは大変難しいことだと事務局としては思っております。

以上です。

**○副会長（秋吉良太君）**

この案件は私の案件でございましたので、少し経過をお話ししたいと思いますが、時間をとりますがいいでしょうか。

実は、事務局担当職員より私が報告を受けたのは、調査会の始まる3日ぐらい前だったと思います。値段については私は知りませんでした。買われるということは知っておりました。それで、買いたいという方に会いに行きました。年齢的には90歳ぐらいです。ただ、息子さんが定年されて、実質は息子さんが農業をされております。その辺は将来的に引き継ぎされるわけですから、問題ないかなと思っておりましたが、お父さんが買うということで息子さ

んとそのお父さんと一緒にそこで三、四十分近くいろいろ話をしたんですが、息子さんは、要するに農地を減らしたくないということを強く言われました。それで、まだ農業委員会には出ておりませんが、転用の予定があるということもおっしゃいました。そういったことで、減らしたくないからということでもいろいろと話をしていたところ、転用の代理人の紹介でこのお話が来たので、自分としては減らしたくないから是非これだけは買いたいということですよ。

価格についてはお互いに話をされた上での価格だと伺いました。それで、余りにも高いということで、もしあなたが取下げをされるならば、今だったらできますということも伝えましたが、取下げについては考えていないと。しかし、もう一回だけ事務局に自分が出向いてお話を聞きたいということで事務局に出向かれて、いろいろその辺もお話をされたようです。

例えば、私が、これは経営規模拡大でお父さんが購入されるように書類が出されておる。したがって、すぐ転用などを考えることは非常に難しいということまで伝えております。息子さんとしては、その辺を一応理解はされました。そして、その後事務局に出向かれて、事務局との話合いはどういったことか私は聞いておりませんが、その後、もう一回だけ電話で確認したところ、そのまま買いますということで返事をされましたので、取下げはなかったということです。

以上です。

ほかに質疑はありませんか。はい、どうぞ。

#### ○21番委員（大園敏明君）

この価格は、周辺の農地への価格の影響というのではないのでしょうか。どうしてもこれは影響すると思いますよ。ですから、そこら辺を考えた上での価格というのを今後買う方も考えてもらわないと、高いのはいいですけど、あくまでもこれは農地として買っておられますから、それ相応の対価というのが一番いいんじゃないかなという気はするんですよ。でも、買う側が高額な価格で今度は購入されていますけど、そこら辺が一番影響するんじゃないかなという気がしますので。

今後、やっぱりこういったのがちょこちょこ出てきたら、そこら辺、農業委員さんもしっかりと意見等を言ってもらって、金額を決めてもらいたいなという気がしますけどですね。余りにも高いもんですからね。

#### ○副会長（秋吉良太君）



おっしゃることはよく分かります。しかし、相対でお話し合いの上で決められたことですので、価格についていろいろと私が言うことは非常に難しいという感じを受けました。さらに今回買われる土地というのは、かなり高額な値段で転用なんかされている近くです。したがって、それでもいいという自分の気持ちがあるということですので、それ以上、取下げまで勧めましたが、取下げもできなかったということです。

はい、どうぞ。

○13番（福田義弘君）

ちょっと確認をさせてください。

といいますのは、息子さんの意見として農地を減らしたくないというふうなことを言われたということで副会長さんのほうから御説明いただきましたけれども、その中で将来的な転用の予定もあると。

○副会長（秋吉良太君）

いや、それは別の農地です。

○13番（福田義弘君）

別の農地がですか。

○副会長（秋吉良太君）

はい。

○13番（福田義弘君）

別の農地があって、この2反2畝を買って、今作っている6反近くの農地は減らしたくないということですか。

○副会長（秋吉良太君）

そういうことです。別の農地を転用では売らんよと言うことが難しいということで。したがって、そういうふうな形になれば農地が減るから、ぜひ今回は確保したいと、そういうふうにおっしゃいました。

○13番（福田義弘君）

それと、今、確定申告の時期が始まりましたけど、これは724万6,000円と、10アール当たり。総額しますと1,600万円超えるわけですね。だから、取得税もそれなりに。

○副会長（秋吉良太君）

この〇〇さんは取得税でしょう。

○13番（福田義弘君）

はい、譲渡所得です。そこら辺はやっぱり承知されているんでしょうね。

○副会長（秋吉良太君）

そこまでは私聞いておりません、税金までは。ただ、私、申しあげましたけれども、転用については、近い将来転用なんか考えても、これは農業委員会としては無理ですということをはっきり申しあげました。

○13番（福田義弘君）

分かりました。

○副会長（秋吉良太君）

事務局、何かありましたら。もしなかったら、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から3番までの3件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書10ページをお開きください。

## 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請

1・2・3

○副会長（秋吉良太君）

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番及び2番の2件は、転用

目的が「太陽光発電設備」の案件で、この2件は一体的に造成されるものであるため、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

審議番号1番及び2番について、申請地は、ともに日当たりが良く、周囲に日照の妨げとなる建築物もないことから適地と判断し、申請されたものです。

委員から、2件とも同一メーカーで同一枚数のパネルを設置する計画であるが、発電量が異なる理由について確認したところ、申請人から、パイプラインをよけた土地の広さや電柱の影がかかる事を考慮して最適の傾斜角を算出した結果、異なる角度でパネルを設置することになったため発電量に差が生じたとの回答を得ました。

また、審議番号2番について、申請地南側の里道は農業用機械が通るため、申請地内の南側部分にスペースを設けることが出来ないか確認したところ、申請人から、パネルを北側に寄せて可能な限りスペースを設ける旨の回答を得ました。

さらに、工事等の際には南側の橋梁を使用する計画であるため、周辺住民に周知し、トラブルが無いように配慮してほしいとの要望が出されました。

その他、代替性或転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、ともに「中山間地域等に存在する農業公共投資対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準も、ともに「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号3番は、転用目的が「寺院の敷地拡張」の農振除外を経た案件で、申請人は、檀家数が145戸ありますが、法事や総会等の際には駐車場が不足し、近隣に迷惑をかけている状況とのことで、申請地を駐車場として利用したく申請されたものです。

委員より、申請地から本堂への経路について確認があり、事務局から、申請地から一旦北側道路へ出て、東側にある既存の橋梁を渡って本堂に向かう旨の説明がありました。

その他、代替性或転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が 既存の施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないもの限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）の d と農振除外の際に決定しております。

以上のことから、この 3 件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

**○副会長（秋吉良太君）**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号 1 番及び 2 番の 2 件については、転用目的がともに「太陽光発電設備」の案件で、一体的に造成を行うのものとして申請されたものです。

そこで、この 2 件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長（秋吉良太君）**

異議なしと認めます。よって、この 2 件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長（秋吉良太君）**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この 2 件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長（秋吉良太君）**

異議なしと認めます。よって、審議番号 1 番及び 2 番の 2 件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号 3 番を議題とします。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書11ページから16ページまでをお開きください。

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請

4～18

○副会長（秋吉良太君）

審議番号4番から18番までの15件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号4番は、転用目的が「農家住宅」の農振除外を経た案件で、申請人は家族6人で借家に居住し、実家と一緒に農業を営んでおりますが、今般、実家近くの申請地に住宅を建築したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと農振除外の際に決定しております。

審議番号5番は、転用目的が「駐車場」の案件で、申請人は、農業を営んでいますが、現

在、申請地北側の農地を耕作する際に駐車場所がなく、道路に駐車しているため、申請地を駐車場として利用したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号6番は、転用目的が「一般住宅」の案件で、申請人は、現在、家族4人で借家に居住していますが、今般、住宅の建築を計画したところ、申請地は実家に近く、高齢の父の面倒を見る上で適地と判断し、転用申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地を許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号7番及び8番の2件は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、閑静な集落に隣接しており、市中心部への交通の便も良いため、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、土砂流出防止対策について確認したところ、申請地の周囲には、擁壁またはコンクリートブロックで土留めを行い、申請地の中央部及び東側の水路の法面はコンクリート張りを行い、土砂流出の防止を図る旨の回答を得ました。なお、中央部の水路については合併浄化槽からの排水が流れやすいように、三面水路で設計しているとの説明がありました。

また、申請地北側の里道について確認したところ、申請地の前面部分はアスファルト舗装をする計画であり、住宅購入者が里道を利用することについては、地元説明会の折に近隣の耕作者と協議済みであるとの説明がありました。

さらに、地元農業委員から、農繁期には農作業の妨げにならないようにしてほしいとの要望が出され、販売する際には、その旨を説明するとの回答を得ました。

また、転用を行う際は、優良農地ではなく、まず集落内にある農地から検討するべきとの意見が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号9番は、転用目的が「福利厚生施設」の、一部農振除外を経た案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、鉄筋加工業を営んでおり、現在、外国人労働者を約10名雇用していますが、今般、従業員同士のコミュニケーションの向上と健康促進のため、福利厚生施設としてミニバスケット場を整備したく、申請されたものです。

申請人に、現在、外国人労働者が利用している運動場所について確認したところ、市内中心部にある施設を利用しているが、距離が遠いため、従業員から、近くに運動ができる施設を整備して欲しいとの要望が出ている旨の説明がありました。

また、地域の方への施設の開放について確認したところ、従業員だけでなく、地域の方にも利用していただく予定であるとの回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、769番5は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

4059番は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、769番5は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）。

4059番は、「申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のfと決定しております。

審議番号10番から13番までの4件は、転用目的が「店舗」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、販売業を営んでいますが、今般、新たに店舗の建設を計画したところ、申請地は、主要地方道の沿道にあり、交通量が多いことから、適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、転用面積の必要性について確認したところ、この通りは大型車両の通行が多く、朝食や昼食時などはドライバーが車中で休憩をとる敷地が必要となるため、実際に利用の多い店舗の敷地から割り出した面積であるとの回答がありました。

また、申請人からは、店舗敷地の狭いところは閉店となっており、今回、農地の転用許可をいただいて開発を行うので、絶対に失敗しないようにするとの説明がありました。

さらに、隣接する2246番の畑への出入り口について確認したところ、西側の従業員駐車場から出入りできるように、開閉式のフェンスの扉を設置することで、店舗の利用客が入らないようにする旨の説明がありました。

また、できれば、この畑が荒れないように、申請人による管理を行って欲しい旨の要望がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、審議番号10番、11番、13番は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

審議番号12番は、「水管等が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道の区域で、かつ、500メートル以内に2以上の医療施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、審議番号10番、11番、13番は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）。

審議番号12番は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号14番は、転用目的が「資材置場及び駐車場」の案件で、委員による現地調査を行



い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、土木業を営んでいますが、現在借りている資材置場が市道整備に伴う収用により手狭となり、従業員の駐車場所も狭くなったため、申請地を資材置場及び従業員の駐車場として整備したく申請されたものです。

申請人に、計画されている残土の内容について確認したところ、コンクリートガラやアスファルトガラなどを置き、一時的な置場として利用し、種別ごとに分別しながらある程度の量となった時点で処分場へ運ぶことによって、処分費用も安くなるので、残土を長い間積み置きはしないとの説明がありました。

また、残土については自社が行った工事から発生するものだけかの質問があり、申請人から自社分のみとの回答がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号15番は、転用目的が「店舗」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、看板広告業の傍ら、美容サービス業とクリーニングの取次店を営んでいますが、今般、ひとつの店舗内に男性用、女性用のそれぞれの美容院とクリーニング店の建設を計画したところ、申請地は、大型商業施設に近く、多くの集客を望めるため適地と判断し、転用申請されたものです。

委員から、申請地北側の市道は交通量が多いため、工事の際には、事故等に十分注意するよう意見が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、3488番1は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

3489番3は、「水管等が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道の区域で、かつ、

500メートル以内に2以上の医療施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、3488番1は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）。

3489番3は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号16番は、転用目的が農業協同組合法の規定による「宅地分譲」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、閑静な集落内にあり、近隣に教育施設等もあるため住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、今回の事業目的について確認したところ、農業協同組合法に規定されており、農業協同組合として、宅地の供給を行う計画であるとの回答がありました。

また、事業の収支計画で、収支が0円となっていることについて確認したところ、農業協同組合は非営利の組織となっているため、一般管理費等で調整しているとの説明がありました。

さらに、宅地の販売方法について確認したところ、農業協同組合と子会社で造成から販売まで行うとの回答を得ました。

また、今回の区画の形状が今後、変わることがないかの確認があり、申請人から区画の形は変わらない旨の説明がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号17番も、転用目的が農業協同組合法の規定による「宅地分譲」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、閑静な集落に隣接し、近隣に教育施設等もあるため住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請人の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防

除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するので、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するので、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号18番は、転用目的が「貸家住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、閑静な集落内にあり、住環境も良いため貸家住宅として需要が見込めるため適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、申請地の出入り口部分が狭くなっていることについて確認したところ、申請地北側の山林の木はすべて伐採し、西側の市道に面している石垣などは撤去して全てを出入り口として利用する計画であるため、車の出入りや、見通しも良くなる旨の説明がありました。

また、工事車両の進入路について確認したところ、西側市道の南方向から進入するが、通勤や通学の時間帯を避けて搬入を行う旨の回答がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、この15件については申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

#### ○副会長（秋吉良太君）

ありがとうございました。

それでは、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。13番委員。

#### ○13番（福田義弘君）

事務局のほうに確認です。8ページの土地利用計画図を見ますと、東側のほうで既設のブロック積みがあります。今回新たに、ちょっと引いて西側に新設のブロック5段積みで

されるという計画になっておりますけれども、間に若干ですけれども、何か隙間があるような感じがしますけれども、これは何になるのですか。

○副会長（秋吉良太君）

事務局どうぞ。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

東側の宅地を建てる際に若干引いてブロックを設置されておりまして、今回は境界ぎりぎりにブロックをつかれるので、東側の宅地のところに若干隙間ができます。その分については張りコンクリートをするということで計画をされております。

○13番（福田義弘君）

ということは、排水路のような形になって、水路のほうに流れていくという可能性は。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

はい、そこの間の分の水はですね。

○13番（福田義弘君）

排水路に流れていくように。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

そうです、南のほうに。

○13番（福田義弘君）

施工されるわけね。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

はい、そうです。

○13番（福田義弘君）

分かりました。

○副会長（秋吉良太君）

13番委員、いいですか。

○13番（福田義弘君）

はい。

○副会長（秋吉良太君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号5番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号6番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号7番及び8番の2件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど、北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号7番及び8番の2件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。そこ

で、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長（秋吉良太君）**

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。6番委員、どうぞ。

**○6番（鶴 敏春君）**

ここは確かに出来上がれば閑静な住宅地としていいところだとは思いますが、ただ、ここはあくまでも一種農地ですよ、広がりのある優良な一種農地なんですよ。そういうところをわざわざ潰してまで、本当にこういうのを許可していいのかなという気もちょっといたします。

確かに、農業振興地域内のこれは白地だと思います。ただ、白地といっても、何でもかんでも転用していいということじゃなくて、白地というのはあくまでも農業的とか公益的なもの、そういうものを大体想定していると思うんですよ。ですから、そういう状況の中でこういう1種農地の原則不許可のところを——それはほかの条件を満たしているといっても、本当にこういう場所を許可していいのかなというのをちょっと思います。

はっきり言えば、まず、ほかの場所の2種、3種を、探してから持ってきたというような、そういう気もいたしますよ。ここがいいからといって、確かに住宅地としてはいいんでしょうけれども、もうちょっとほかの2種、3種の集落の、本当に集落に近い集落の中とか、そういう場所を探してきたというようなことも、本当はもうちょっと申請者に言っただけいいのかなという気もしますけど。その辺、ちょっと事務局、それは条件的に合えば許可せざるを得んと思うけど、何かもうちょっとほかのところを探さないとか、そういうことをやっぱりもうちょっと言っただけいいのじゃないかなという気がしますがね。

**○副会長（秋吉良太君）**

事務局、お願いいたします。

**○事務局（宗像 剛主幹兼農地係長）**

ただいまの御意見ですが、北部の調査会の中でもその御意見というのは出ております。その上で、1種農地の要件の中に住宅というのも入っておりますのと、それから集落と接続しているというそういう諸々の要件をこの案件はクリアされておりますので、そういっ

た要件を満たしているなのでこの場で御審議いただくことになったものでございます。

代替地でほかのところはどうだろうかというのも、そのときの申請に必ず代替地を検討した上で、どうしてもやむなくこの場所になったという形で申請されておりますということで報告させていただきます。

○副会長（秋吉良太君）

6番いいですか。

○6番（鶴 敏春君）

はい。（「関連でいいですか」と呼ぶ者あり）18番委員。

○18番（古賀伸一君）

私は中立委員という立場で、調査会の折にもお話をしました。

今、鶴委員さんが言われましたが、10年一昔は話が違うという話をされれば終わりですけども、今言われるように、この開発会社は13回も申請をしていると。同じようなパターンで来ますので、私はその調査会の折にも厳しくお話をしたんですけども、今おっしゃるように、13ページの図面を見てもらいますと、これは小さい水路ですが、きちんと改良されております。新しく改良された水路のそばにこういった住宅を持つてくるというのはいかななものか。もう少し農業委員会として毅然たる態度で、これは13ページの図面を見たら、右側にはいっぱい50戸連たんでいけそうな空き地がまだたくさんあります。ここのところもまだ優良な農地があったんですが、その辺で申請されたときには、やむを得ないかなという状況を思いますけれども、ここは新しく幅の広い水路ができてこっちに来ています。申請者に話をした折に私もびっくりしました。建築物の直近の50m以内が50戸連たんということです。建物をこうしてみますと、住宅はそれぞれありますけれども、8割も入らないようなところが出てくるので、その距離間を確認したところ、鉄塔があるんですね。それは確かに建築物ですけども、そこから50mでオーケーですよと。自分たちは知らなくて、実はそこまでいけるとは思っていなかったという話もされました。

そういったことであるならば、農業委員会のサイド、あるいは都市計画のサイドからも、これはいいですよと不動産屋さんは思っていなかったのも、ちょっと意外でしたというようなことで面積が伸びたような事も言われてきて、そういった中では、もっとそれぞれの担当分野が誘導をしていくべき。むしろ、私は一番最初に問題を持っているというのは、この50戸連たん制度そのものを、農業委員会としてもっと強く見直すべきじゃないかという意見を、

農業委員会として出すべきじゃないか、こういう形で、そのときのこの案件については、右側の旧来の住宅のところは下水道に接続が可能な地域になっている。ただ、左側はその下水道は設置していませんので、当然、浄化槽で対応するというふうな状況になっている中では、本当に50戸連たん制度の見直しでこういったところがないようにですね。

これをオーケーして、だんだん50戸連たん制度そのものが足かせになっていくという状況ですので、50戸連たん制度そのものの設置理由は、活用理由はいいと思います。むしろ、集約しようということですので、空いているところがあれば、この案件のような状況であるならば、右側に誘導するというふうな形を農業委員会ではすべきじゃないか。

鶴委員さんもおっしゃいましたけれども、そんな状況は、やっぱりこの50戸連たんの打切りを早めるような状況を、都市計画も農業委員会も考えれば、大きな意味で加担しているような状況になっていくのかなというふうに思います。この前もお話ししましたけれども、もう既に和歌山とか福山では、こういう状況をやめようということで見直しが大きく動いている状況ですので、そういった面を考えれば——今回の案件はこういう形に来ていますがけれども、やっぱり水際といいますか、受け付けるときに、もう少し強く誘導すべきじゃないかなというふうに思っております。併せての意見でございます。

#### ○副会長（秋吉良太君）

地元委員よりの説明をいただきました。6番委員、ほかに質疑ありませんか。

#### ○6番（鶴 敏春君）

少し感情的に言っているかもしれませんが、こういうところが許可できるなら、圃場整備地区だっていいんですよ、はっきり言えば。圃場整備もして30年以上なりますから、償還金だって終わっているところってありますよね。そういうところだって、もうやっていいんじゃないかというふうな感じになると思うんですよ、こういう場所を許可したらですね。

それともう一つ、50戸連たんそのものの問題ですけども、これも実際、都市計画法の第34条の11号というのかな、あれは市街化区域に近接したところというような条件が多分ついていると思うんですよ。どこでもかんでも第34条11号は住宅が近くにあればどこでもできるということじゃなくて、市街化区域に近接、または隣接しているところならいいですよと、たしかそういうふうに私はなっていると思うんですけどね。だから、それはまた都市計画のほうにも確認をしたいと思うんですけども、これは、第34条11号の都市計画法で開発ができるということになっているから、農業委員会もそれなら仕方ないですねということであ



ているんだと思うんですよね。だから、都市計画法のほうが駄目なら、はっきり言ってこれも、農地法だって駄目なわけですからね。

古賀委員が言ったように、こういうのはちゃんとほかの適当な場所を探しなさいという意味で、本当にもうちょっとやっぱり強く言わんばいかんかなという気がしますがけどね。

**○副会長（秋吉良太君）**

事務局、何かありますか。はい、どうぞ。

**○事務局（宗像 剛主幹兼農地係長）**

事務局のほうでも、まず1種農地の建売分譲住宅というのは、何でここですかという形で話はさせていただいております。ただ、相手さんもほかのところと検討した上で持ってこられるとか、そういった状況になって申請にまで至っているというのが、実際に委員の皆様にご審議していただいている案件でございます。決して事務局のほうで、持ってきたものはいはいと受け取っているものではないということだけは御理解いただきたいと思っております。

**○副会長（秋吉良太君）**

18番委員。

**○18番（古賀伸一君）**

やっぱりちょうど同じ年代ぐらいの担当部署というところで責任を持ってやっていたと思うんですけれども、やはり駄目な部分は駄目と言っていかないと、先ほども言いましたが、これがオーケーになれば、すぐ類似のところがオーケーになっていくというようなことですので、もっと毅然とした感じを事務局に求めたいと言ったら、そんなにまでしてすべきかということじゃなくて、今の趣旨をきちんと理解をして取下げをさせる。あるいは、農業委員会でやってもいいですかと言ったら、いや、それは困りますよという話になると思っておりますので、事務局サイドのとき、「はい」という話じゃなく、これは上がってくること自体が、もう即なっていますからね。何度も言いますが、農業委員さんの自分の所管のところではなかなか言いにくいと。だから、合議制で、それならみんなで否決しましょうよと言っても否決の案件というのは、この前あったように、単なる否決と言っても、裁判しますよと言われたらびびるというような状況になります。

今回これが多分、悪い事例になるだろうなと私は思いながらも、でも、佐賀市のところでオーケーになったというのが、何とも言えんですけど、佐賀市がよければよそもいいというようなパターンになっていくので、ここで私が調査会の折も言いましたけれども、反対意見

があることは、やっぱり声を大きくして、全会一致でこれを進めているということじゃないというふうなことを農業委員会としてもお示しをして、業者にもう少しプレッシャーをかけていくということにしないと。逆に言えば、50戸連たんに問題があるんですよと。

これは地元でよく言われるのは、ここが先ほどあったように白地です。白地というのは、青地にしてくださいじゃないですけども、農業用の土地改良をやったりするときも協力しよというの、僕のところはやりたくないから入らなかったといういきさつか何かで白地になっている。今までごねていた者だけがいい思いをしている。我々のように一生懸命やった人は、私たちのところはされないのかという話が出てきます。これは農業者の方、直接耳にされると思います。

私のほうもそういうお話が来ますので、何で自分のところはされないだろうかと、皆さんそういった農業に携われないというような状況があったときに、この辺のところ、農業委員会としてやっぱり何か釘を刺すというのじゃなくて、規制をかけるべきはかけるべきかなと思っんですけど。意見だけしかありません、もうここまで来たらですね。

○副会長（秋吉良太君）

意見として承りました。説明を求めますか。

○18番（古賀伸一君）

いや、結構です。

○副会長（秋吉良太君）

いいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

異議なしと認めます。よって、審議番号7番及び8番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号9番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

異議なしと認めます。よって、審議番号9番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号10番から13番までの4件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号10番から13番までの4件については、転用目的が「店舗」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この4件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

異議なしと認めます。よって、この4件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この4件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

異議なしと認めます。よって、審議番号10番から13番までの4件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号14番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長（秋吉良太君）**

異議なしと認めます。よって、審議番号14番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号15番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長（秋吉良太君）**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長（秋吉良太君）**

異議なしと認めます。よって、審議番号15番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号16番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長（秋吉良太君）**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長（秋吉良太君）**

異議なしと認めます。よって、審議番号16番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号17番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長（秋吉良太君）**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

異議なしと認めます。よって、審議番号17番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号18番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

異議なしと認めます。よって、審議番号18番については、申請どおり許可することに決定しました。

審議時間が長時間にわたっておりますので、ここでトイレ休憩を挟みたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

それでは、11時まで約10分程度休憩します。

午前10時50 休憩

午前11時 再開

○副会長（秋吉良太君）

それでは、再開いたします。

次に、議案書17ページ及び18ページをお開きください。

### 第3号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

1・2・3・4・5・6・7

○副会長（秋吉良太君）

第3号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転、審議番号1番から7番までの7件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番から7番までの7件：46,110㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○副会長（秋吉良太君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この7件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

異議なしと認めます。よって、この7件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この7件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から7番までの7件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書18ページをお開きください。

第3号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

8

○副会長（秋吉良太君）

審議番号8番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号8番については、譲受人が新規就農者で施設園芸によりアスパラガスを栽培する案件で、調査会において審議したところ、耕作面積の合計が4,607㎡と5反を満たさないものの、集約的栽培が行われることから、下限面積要件の特例事項である「農地法施行令第2条第3項第1号」に該当すると判断しました。

また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしていることから、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○副会長（秋吉良太君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

異議なしと認めます。よって、審議番号8番については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書21ページから23ページまでをお開きください。

第4号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

11・17

○副会長（秋吉良太君）

第4号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定、審議番号11番及び17番の2件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件は、坂井豊委員本人の案件となっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。

そこで、坂井委員には一時退室していただき、この2件を先に審議したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

異議なしと認めます。よって、この2件を先に審議することに決定しました。

それでは、坂井委員、退室願います。

〔7番坂井委員 退室〕

○副会長（秋吉良太君）

それでは、南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号11番及び17番の2件

更新 2件： 5,275㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○副会長（秋吉良太君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

異議なしと認めます。よって、審議番号11番及び17番の2件については、計画案どおり承認することに決定しました。



坂井委員の入室をお願いいたします。

〔7番坂井委員 入室〕

○副会長（秋吉良太君）

次に、議案書19ページから24ページまでをお開きください。

第4号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

11・17を除く1～23

○副会長（秋吉良太君）

11番及び17番の2件を除く、審議番号1番から23番までの21件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号11番及び17番の2件を除く、審議番号1番から23番までの21件

新規 7件： 53,572㎡

更新 14件： 75,403㎡

について、調査会において審議したところ、委員から、審議番号3番の新規就農の案件について、利用権の設定期間が短いことから、その後の計画を確認したところ、事務局から、今回、短期間ではあるがハウス付きの農地を研修のために借りて、その後は自宅近くの農地で営農していく旨の説明がありました。

なお、各案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○副会長（秋吉良太君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この21件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

異議なしと認めます。よって、この21件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この21件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

異議なしと認めます。よって、審議番号11番及び17番の2件を除く、審議番号1番から23番までの21件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書25ページ及び26ページをお開きください。

#### 第4号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

28・29

○副会長（秋吉良太君）

審議番号28番及び29番の2件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件は、吉田委員本人の案件となっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。

そこで、吉田委員には一時退室していただき、この2件を先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

異議なしと認めます。よって、この2件を先に審議することに決定しました。

それでは、吉田委員、退室願います。

〔2番吉田委員 退室〕

○副会長（秋吉良太君）

それでは、北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号28番及び29番の2件

新規 2件： 9,856㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○副会長（秋吉良太君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

異議なしと認めます。よって、審議番号28番及び29番の2件については、計画案どおり承認することに決定しました。

吉田委員の入室をお願いいたします。

〔2番吉田委員 入室〕

○副会長（秋吉良太君）

次に、議案書24ページから33ページまでをお開きください。

#### 第4号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

28・29を除く24～47

○副会長（秋吉良太君）

審議番号28番及び29番の2件を除く、審議番号24番から47番までの22件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号28番及び29番の2件を除く、24番から47番までの22件

新規 9件： 67,776㎡

更新 13件： 74,337㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○副会長（秋吉良太君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この22件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

異議なしと認めます。よって、この22件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この22件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

異議なしと認めます。よって、審議番号28番及び29番の2件を除く、審議番号24番から47番までの22件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書34ページをお開きください。

#### 第5号議案 非農地通知について

1・2・3

○副会長（秋吉良太君）

第5号議案 非農地通知について、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号1番から3番までの3件について、地元委員による現地調査を行い、調査会において審議したところ、申出地は、山林、原野化しているため、非農地と判断し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○副会長（秋吉良太君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

異議なしと認めます。よって、この3件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、非農地とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から3番までの3件については、非農地とすることに決定しました。

次に、議案書35ページから37ページまでをお開きください。

#### 第6号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）

1・2・3・4・5・6・7

○副会長（秋吉良太君）

第6号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）、審議番号1番から7番までの7件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番は、除外目的が「病院の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課の説明などによると、申出人は平成30年9月から、こども病院を経営していますが、周辺に幼稚園や教育施設があることから、当初の計画に比べ患者数が大幅に増加しているとのことで、今般、駐車場を拡張したく申出されたものです。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないもの限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のdと決定しております。

審議番号2番は、除外目的が「分家住宅」の案件で、農業振興課の説明などによると、申出人は借家に居住していますが、子どもが生まれ手狭になってきたため、分家住宅の建築を計画したところ、申出地は実家に隣接しており、農作業や親の面倒を見る上で適地と判断し、申出されたものです。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施工に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号3番は、除外目的が「海苔資材置場」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課の説明などによると、申出人は長男とともに海苔養殖業を営んでいますが、現

在、長男の自宅敷地を海苔資材置場としているため、長男家族に不便をかけているとのことで、今般、自宅から近い申出地に海苔資材を移転したく申出されたものです。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号4番は、除外目的が「分家住宅」の案件で、農業振興課の説明などによると、申出人は、現在、借家に家族と居住していますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、分家住宅の建築を計画したところ、申出地は実家に近く、農作業や親の面倒を見る上で適地と判断し申出されたものです。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

審議番号5番も、除外目的が「分家住宅」の案件で、農業振興課の説明などによると、申出人は、実家に祖父母や両親と同居していますが、将来兄が実家を継ぐことになっているため、分家住宅の建築を計画したところ、申出地は、実家に近く、農作業や親の面倒を見る上で適地と判断し、申出されたものです。

委員から、生産組合長からの排水同意が取れなかった理由について確認したところ、農業振興課より、生産組合長からは、何かあったときに自分が責任を持ってないので同意したくないと言われたとの説明がありました。これに対し、地元委員から、この件については地元として問題はないと認識している旨の発言がありました。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認し、承認で

きるものと判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

審議番号6番は、除外目的が「海苔乾燥施設」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課の説明などによると、申出人は、漁業協同組合であり、海苔の共同乾燥施設の建設を計画したところ、申出地は、漁家集落に近く、また、海水の取水、排水設備を農業用水路と区別することで周辺に与える影響が少なくなることから適地と判断し、申出されたものです。

委員から、申出地東側の既存の海苔乾燥施設の東側で、計画することができなかつたのか確認したところ、農業振興課から、接道の問題や地権者の意向もあり、今回の申出地での計画となったとの説明がありました。

また、申出地北側の水路の護岸の管理について確認したところ、農業振興課から、現在設置されている木柵の補修に関しては、土地改良区や県中部農林事務所で行う予定であり、法面部分の管理については、申出人が行うことで協議済みとの説明がありました。

さらに、施設からの排水は、できるだけ農業用水路に入らないようにしてほしい旨の要望があり、これに対し、農業振興課から、海苔の漉き水を含め、全て直接河川に排水する計画であるとの説明がありました。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「地域整備法に該当するものその他地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる場合」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のgと決定しております。



す。

審議番号7番は、除外目的が「工場の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課の説明などによると、申出人は、食品加工関連機械や農業関連機械などの製造業を営んでいますが、事業拡大に伴い新たに工場や駐車場等を整備することを計画したところ、申出地は、既存敷地に道路を挟んで隣接しており、作業効率の向上から最適と考え、申出されたものです。

委員から、申出地南側の水路法面の管理について確認したところ、後日、農業振興課から、既存敷地部分と同様に申出人が管理を行っていくとの説明がありました。

また、申出地からの工場排水の有無について確認したところ、農業振興課から、申出地では組立てラインが中心となっているため、周囲に影響を与えるような汚水が発生することはないと聞いているが、問題がないように再度、申出人に伝える旨の説明がありました。

さらに、申出地北側の道路敷きには、調整弁を含むパイプラインが通っていることから、委員から、申出人は土地改良区との協議を行い、周辺農地の営農に影響が出ないようにするよう意見が出され、農業振興課から、これについては申出人は十分に承知をされているが、再度説明する旨の回答がありました。

また、委員から、農振除外の要件を全て満たしているかの意見があり、農業振興課から、申出人は、アスパラガス収穫台車や肥料等を混ぜるための攪拌機の製造及び農業機械のメンテナンス等を行っており、さらに、地元の農業世帯からの雇用も引き続き予定されているとのことで、各要件をクリアしている旨の回答がありました。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないもの限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のdと決定しております。

以上のことから、審議番号1番から7番までの7件については、申出どおり承認し、総会

へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○副会長（秋吉良太君）

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号2番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号5番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号6番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号7番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

異議なしと認めます。よって、審議番号7番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書37ページをお開きください。

#### 第6号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）

8

○副会長（秋吉良太君）

審議番号8番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号8番は、除外目的が「資材置場」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課からの説明などによると、申出人は塗装業を営んでいますが、住居移転により、現在借りている資材置場が遠方になったことで、事業に支障を来しているため、自宅に隣接する申出地に資材を移すことにより、作業の効率化が図られるため申出されたものです。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準については、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね

500㎡を超えないもの)」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

以上のことから、審議番号8番については、申出どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○副会長（秋吉良太君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

異議なしと認めます。よって、審議番号8番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書38ページから40ページまでをお開きください。

#### 第7号議案 農振法第10条の規定による変更申出

1・2・3・4・5・6・7

○副会長（秋吉良太君）

第7号議案 農振法第10条の規定による変更申出、審議番号1番から7番までの7件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番から7番までの7件について、調査会において審議したところ、申出どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○副会長（秋吉良太君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りいたします。

この7件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長（秋吉良太君）**

異議なしと認めます。よって、この7件について一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長（秋吉良太君）**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この7件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長（秋吉良太君）**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から7番までの7件については、申出どおり承認することに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会令和2年2月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長（秋吉良太君）**

異議なしと認めます。よって、佐賀市農業委員会令和2年2月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会令和2年2月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前11時50分 閉会